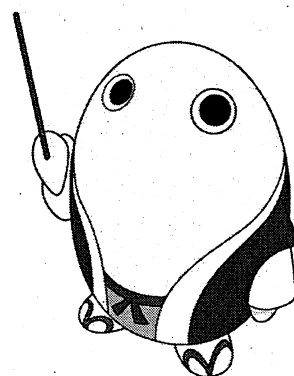
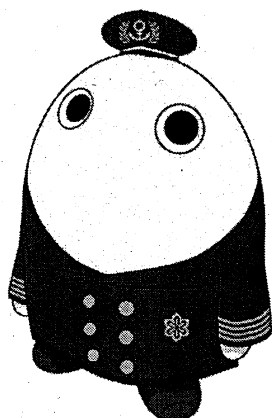
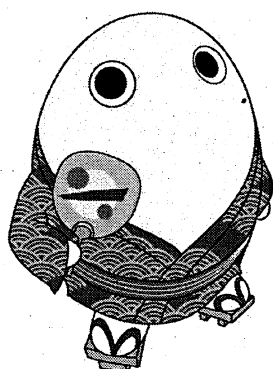


平成 30 年度

京都府商工労働観光部の概要

(6月補正予算後版)



京都府商工労働観光部

目 次

I 商工労働観光行政の執行体制	
1 商工労働観光部の組織	1
2 商工労働観光部の事務分掌	5
II 平成30年度 京都府予算の概要	8
III 商工労働観光行政施策の重点	9
IV 主要事項一覧(平成30年度当初・6月補正(平成29年度2月補正含む))	12
V 参考	
1 商工労働観光部の所管条例	14
2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン	19
3 統計資料	20

1 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

[商工労働観光部]

総合就業支援室	京都ジョブパーク担当	(075-682-8912)
	障害者雇用推進担当	(075-682-8918)

(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)

<北京都ジョブパーク> (〒620-0045) 福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) 0773-22-3857

産業労働総務課	総務担当	(075-414-4818)
	経理担当	(075-414-4817)
	企画・地域戦略担当	(075-414-4819)

商業・経営支援課	金融担当	(075-414-4822)
	組合担当	(075-414-4826)
	商業担当	(075-414-4839)

地域カビジネス課	地域カビジネス支援担当	(075-414-4865)
----------	-------------	----------------

ものづくり振興課	中小企業育成担当	(075-414-5103)
	創業・地域産業戦略担当	(075-414-4852)
	特区・イノベーション推進担当	(075-414-4849)

染織・工芸課	染織担当	(075-414-4856)
	工芸担当	(075-414-4856)
	次世代職人育成担当	(075-414-4858)

産業立地課	調整担当	(075-414-4848)
	産業立地担当	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済担当	(075-414-4844)
	対日投資・販路開拓支援担当	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興担当	(0773-75-1317)

文化学術研究都市推進課	計画推進担当	(075-414-5194)
	景観・整備担当	(075-414-5196)

労働・雇用政策課	雇用企画担当	(075-414-5085)
	労働組合担当	(075-414-5088)

人づくり推進課	人づくり推進担当	(075-414-4872)
	技能振興担当	(075-414-5105)

観光政策課	観光振興・基盤整備担当	(075-414-4841)
	観光誘客推進担当	(075-414-4878)

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局		(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
港湾企画課	調整担当	(0773-75-0192)
	計画担当	(0773-75-0192)
港湾施設課	管理担当	(0773-75-1174)
	建設担当	(0773-75-1174)

<地域機関>

京都府計量検定所 (〒602-0918) 京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町431
(075-441-8335)

指導課

京都府中小企業技術センター (〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134
(075-315-2811(代))

総務課

企画連携課

基盤技術課

応用技術課

中丹技術支援室

(〒623-0011)
綾部市青野町西馬場下33-1
(北部産業創造センター)
(0773-43-4340(代))

けいはんな分室

(〒619-0225)
木津川市木津川台9丁目6
(〒619-0238)
相楽郡精華町精華台7丁目5番地1
けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)内
(0774-95-5050)

京都府織物・機械金属振興センター (〒627-0004) 京丹後市峰山町荒山225
(丹後・知恵のものづくりパーク内)
(0772-62-7400(代))

企画連携課

技術支援課

京都府立京都高等技術専門校 (〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-4451(代))

庶務課

訓練第一課

訓練第二課

京都府立陶工高等技術専門校 (〒605-0924) 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町17-2
(075-561-2943(代))

訓練課

京都府立福知山高等技術専門校 (〒620-0813) 福知山市南平野町90
(0773-27-6212(代))

訓練企画課

施設内訓練課

障害者訓練課

京都府立京都障害者高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-1510(代))

訓練第一課

訓練第二課

(分校)

京都府立城陽障害者高等技術専門校

(〒610-0113) 城陽市中芦原59
(0774-54-3600(代))

<行政委員会>

労働委員会

(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町
104-2 京都府庁西別館内

事務局

総務調整課

総務担当 (075-414-5732)
調整担当 (075-414-5733)

審査課

審査担当 (075-414-5735)

<その他>

観光戦略総合推進本部

本部会議

本部長	知事
副本部長	山下副知事、舟本副知事
コアメンバー	企画調整理事、文化スポーツ部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長、教育庁教育次長
支援メンバー	知事室長、総務部長、政策企画部長、府民生活部長、環境部長、健康福祉部長
地域メンバー	山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長
(事務局長)	(観光政策監)

もうひとつの京都プロジェクトチーム

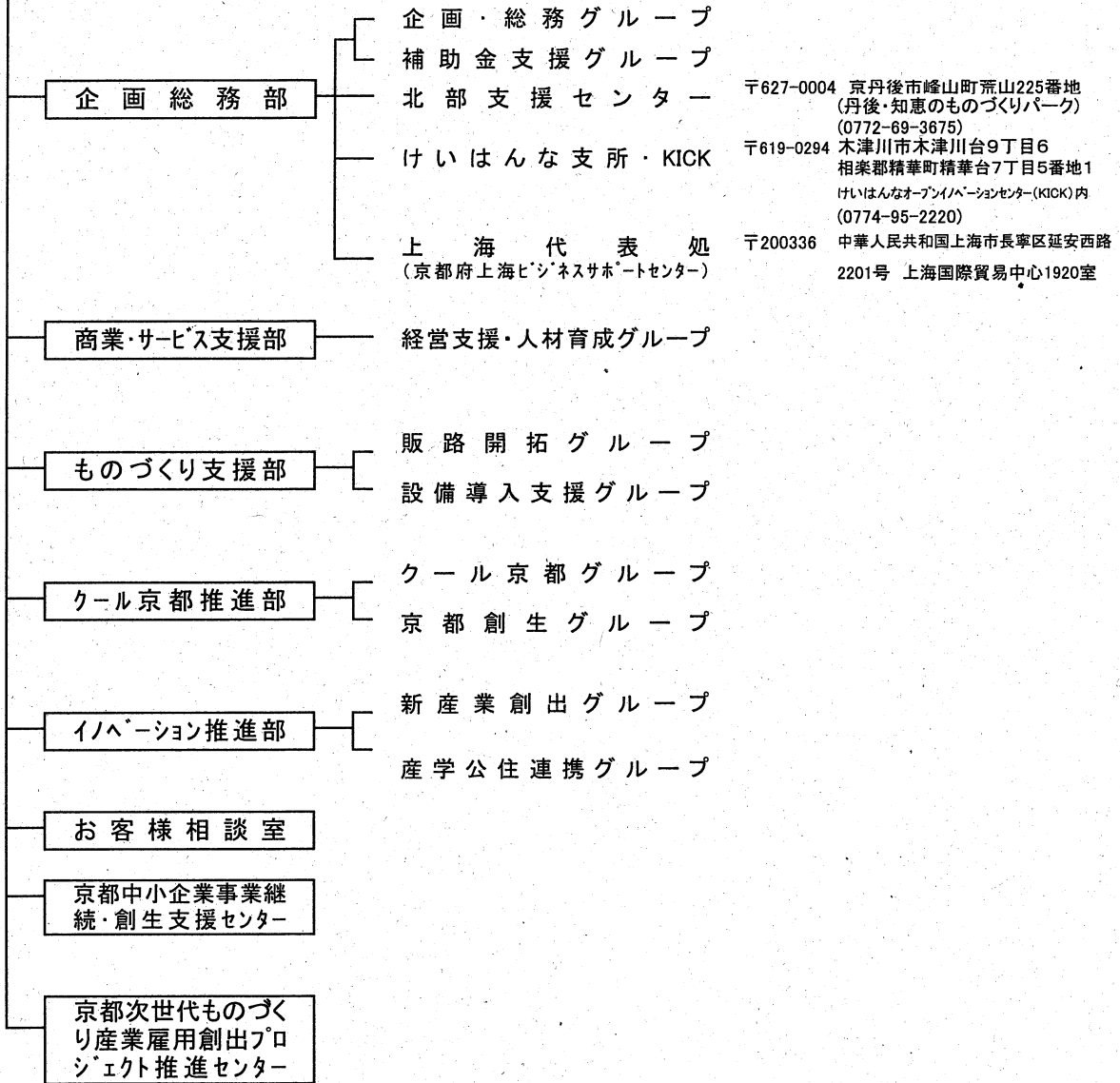
リーダー: 舟本副知事
事務局長: 企画調整理事
構成員: 関係部局副部長
事務局: 企画調整理事付

幹事会議

幹事長: 観光政策監
幹事: 関係課長
事務局: 観光政策課

公益財団法人京都産業21

(〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134京都リサーチパーク
(京都府産業支援センター)
(075-315-9234)



2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《総合就業支援室》

- (1) 就業支援施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

《商業・経営支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

《地域カビジネス課》

ソーシャル・ビジネスの推進に関すること。

《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く。)の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業及びベンチャーの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。
- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関すること。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関すること。
- (2) 工芸の振興及び支援に関すること。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関すること。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関すること。
- (3) 府営工業団地等に関すること。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関すること。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること。
- (3) 外国企業誘致の促進に関すること。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関すること。
- (5) その他貿易に関すること。

《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関すること。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関すること。
- (3) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関すること。
- (4) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

《労働・雇用政策課》

- (1) 労働行政及び雇用対策の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域雇用開発計画の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働関係の広報啓発及び労働教育に関すること。
- (6) 労働に関する調査、統計及び分析に関すること。
- (7) 労働者の福祉に関すること。
- (8) 中小企業退職金共済に関すること。
- (9) 京都府立勤労者福祉会館に関すること。
- (10) 労働相談に関すること。

《人づくり推進課》

- (1) 職業訓練等人材育成の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 京都府緊急雇用対策基金に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公共における職業能力開発に関すること。
- (4) 事業主等の行う職業能力開発に関すること。
- (5) 職業能力検定に関すること。
- (6) 職業訓練指導員の免許に関すること。
- (7) 高等技術専門校に関すること。

《観光政策課》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (3) 広域観光及びMICEの振興に関すること。
- (4) 旅行業に関すること。
- (5) 国際観光の登録ホテル及び登録旅館に関すること。
- (6) 観光統計に関すること。
- (7) その他観光に関すること。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関すること。
- (3) 港湾統計調査員に関すること。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労働者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関する事。
- (2) 指定定期検査機関に関する事。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関する事。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関する事。
- (5) 指定製造事業者に関する事。
- (6) 基準器検査に関する事。
- (7) 計量証明の事業に関する事。
- (8) 指定計量証明検査機関に関する事。
- (9) 適正計量管理事業所に関する事。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関する事。
- (11) 計量の普及推進に関する事。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関する事。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関する事。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関する事。
- (3) 産学公連携推進に関する事。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関する事。
- (5) 機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオ及び表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発及び普及に関する事。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関する事。
- (7) その他産業の振興発展に関する事。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関する事。
- (2) 意匠の改善及び試作に関する事。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関する事。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関する事。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関する事。

《京都府立高等技術専門校》（京都・陶工・福知山）

- (1) 労働者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う労働者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他労働者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

《京都府立障害者高等技術専門校》（京都・城陽（分校））

- (1) 障害者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う障害者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他障害者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

【行政委員会】

《労働委員会事務局》

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関する事。
- (3) 労働争議の実情調査に関する事。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関する事。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関する事。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関する事。
- (7) 労働組合の資格審査に関する事。

II 平成30年度 京都府予算の概要

<当初予算>

- ▶ 当初予算は、4月8日に知事選挙の投開票が行われるスケジュールのため骨格的予算として編成された事情から、予算規模は前年度比6.9%減の8,519億円台（29,153億円）となった。

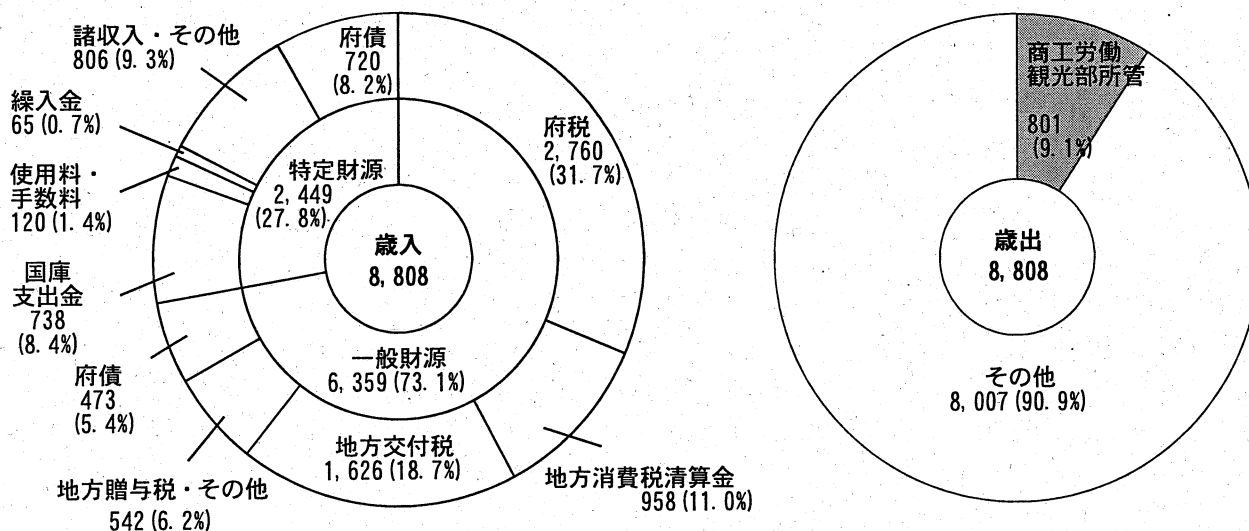
<6月補正予算>

- ▶ 西脇知事就任後初めて臨んだ府議会6月定例会において、「将来に希望の持てる新しい京都づくり」に向け、「安心して暮らしやすい社会の構築」「京都産業の活力向上」「スポーツ・文化力による未来の京都づくり」の3つの観点から、京都の魅力を更に高めるための予算、約289億円の増額補正予算が可決された。（平成30年7月豪雨の復旧・復興に向けての予算、約106億円を含む。）

【平成30年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		平成30年度予算		(参考) 平成29年度当初予算
		6月補正後予算	当初予算	
京都府	一般会計	8,808億7,800万円	8,519億7,200万円	9,153億7,000万円
	特別会計	5,616億 600万円	5,600億2,800万円	3,239億1,400万円
	公営企業会計	同右	148億2,800万円	171億600万円
うち 商工労働観光部	一般会計	801億2,400万円	771億1,700万円	1,078億3,800万円
	特別会計	同右	53億4,000万円	7億5,800万円

【平成30年度京都府一般会計6月補正後予算の内訳】（単位：億円）



III 商工労働観光行政施策の重点

1 京都産業の活力を向上させるため、産業基盤整備を進め、中小企業等の裾野拡大と成長支援を行います。

◆オール京都による人材育成と生産性革命の戦略拠点である「京都経済センター（仮称）」を整備する等、京都経済を支える質の高い産業基盤の整備を強力に進めます。

- ・ 中小企業をワンストップで支援するために、府内の主要な支援機関を「京都経済センター（仮称）」に集積【新規】
- ・ 「京都経済センター（仮称）」を核として府内各地をTV会議システムで結び、「京都産業人材育成ネットワーク」を構築【新規】
- ・ 精力的な企業訪問等を通じて、企業誘致をさらに促進（目標値：新規立地件数 45 件）
- ・ 研究機関や企業の更なる集積を図るため、けいはんな学研都市における未整備クラスターの整備を推進【新規】
- ・ ジェトロ海外事務所等と連携し、R&D を中心とした外国企業の誘致を促進
(目標値：外国企業立地件数：5 件)
- ・ 自律ロボット等の開発・実証に必要な環境を有した共同利用型技術実証拠点「けいはんなロボット技術センター」を整備【新規】
- ・ 「丹後・知恵のものづくりパーク」の整備による、人材育成や新産業創出に向けた機能を強化【新規】

◆中小企業応援隊との連携による伴走支援や、IoTを活用する企業の連携支援等により、中小企業等の振興をさらに進めます。

- ・ 中小企業応援隊等と連携し、中小企業等の経営の安定・成長を支援
(目標値)
応援隊の企業訪問：実 2.5 万社 延べ 5.5 万社、制度融資・補助金等の支援：1 万件、
商店街創生センター支援により独自事業に取り組む商店街：130 箇所
- ・ 事業継続・創生支援センター北部ランチの開設による北部企業への支援強化【新規】
- ・ 京都スマートシティエキスポの開催等を通じ、新たなビジネスモデルやイノベーションを創出（目標値：ビジネス商談 200 件）
- ・ シェアリング事業の参画企業数の拡大を図り、府内中小企業の連携・一体化を促進【新規】
(目標値：参画企業数 40 社)

◆次世代職人による新たなものづくりの促進や、海外ネットワーク等の活用を通じ、伝統産品や京都産品等の新市場を創出します。

- ・ 2019 年の「KYOTO KOUGEI WEEK」開催に先立つイベントを通じたプロモーション活動の実施【新規】
- ・ 伝統産業の担い手となる若手職人の職場確保と技術継承
(目標値：若手職人の育成人数 55 名)
- ・ 現代のライフスタイルにマッチした新商品の開発支援【一部新規】
(目標値：伝統産業の商品開発等に向けた連携企業数 70 社)

- ・ 「京もの」海外常設店の開設、Eコマースの多国展開等により新たな海外販路を開拓するとともに、意欲ある府内中小企業に幅広く輸出拡大に取り組む機会を提供【新規】
(目標値：売上額10億円、新たに海外市場に取り組む府内中小企業数50社)

2 深刻化する人材不足に対応するため、人材の確保、定着、育成にオール京都で取り組み、誰もがいきいきと安心して働ける環境づくりを進めます。

◆深刻化する人材不足に対応するため人手不足対策を強化し、正規雇用1万人の就業拡大など京都企業の人材確保を支援します。

- ・ 経済団体や市町村等が参画し設立した京都府中小企業人材確保推進機構で共同実施する「京都ジョブ博」や、「インターンシップ見本市」の開催【新規】
- ・ ものづくり産業分野や観光関連産業において、産業政策と雇用政策を一体的に推進
<目標値>
地域産業雇用創出事業[京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト]
による雇用創出：1,500人(うち正規雇用率85%)、
観光産業正規雇用化促進事業による正規雇用創出：500人
- ・ 奨学金を返済する働く若者の負担軽減を図る奨学金返済支援制度の普及・促進(制度導入企業数：累計100社)

◆若者、中高年齢者、女性、留学生、障害者など様々な求職者の多様な働き方を推進するとともに、誰もが安心して働ける職場づくりを支援します。

- ・ 障害者雇用に取り組む企業を支援し、障害者の働きやすい環境づくりを促進【新規】
(目標値：京都障害者雇用企業サポートセンターによる支援企業数550社、
企業内サポーターの育成数150人)
- ・ アドバイザー派遣など、企業の就労環境改善の取組を支援
(就労環境改善アドバイザーによる改善企業数：500社)
- ・ 就職が難しい若者に対する基礎訓練から就職・定着までの伴走支援【新規】
(若者就職・定着応援事業による訓練支援数：50人)
- ・ 早期離職者の再就職に向けたチャレンジ支援【新規】
(新卒離職者再チャレンジ事業による雇用創出数：500人)

◆ビジネス的手法により新しい仕事や働き方を生み出して、自分たちの手で地域課題を解決し地域づくりを継続する京都地域力ビジネスをさらに進めます

- ・ 「地域の支え合いちいびず」を通じ、高齢者や子育て世帯が地域で楽しく暮らし続けることができる人づくりとネットワークづくりを促進【新規】

3 人と物の交流をさらに促進させるとともに、観光交流人口の増大と観光消費額の増加を図り、京都観光を次なる展開へ進めます。

◆「観光戦略総合推進本部」において京都観光戦略を総合的に推進し、府域での観光消費の拡大を図ります。

- ・ 急増する訪日外国人を府域へ誘客できるよう、アジアを中心としたインバウンド対策を実施【新規】
- ・ 「食」をテーマとした「ガストロノミーツーリズム」などにより、一部地域に集中する観光客の府域への周遊を促進【新規】

◆新たな宿泊施設誘致などの受入環境整備を行い、「もうひとつの京都」エリアへの誘客を促進します。(目標値：観光入込客数 9,400 万人、観光消費額 12,000 億円)

- ・ 「もうひとつの京都」ブランドを更に魅力ある地域ブランドに「深化」させる取組を実施
- ・ 南北につながる高速道路網を活かし、海・森・お茶のDMO・関西観光本部との連携や、首都圏の情報発信拠点の活用による観光誘客を促進
- ・ 新たな宿泊施設の誘致・確保や既存宿泊施設の利用を促進
- ・ SNS 連動型デジタルサイネージを活用した次世代観光ガイドシステムによる府内周遊観光の促進【新規】

◆京都舞鶴港の取扱貨物量の拡大及び京都府へのクルーズ船の誘致を進めます。

- ・ ポートセールスによる集貨や企業立地による創貨により過去最高のコンテナ取扱量を実現(目標値：コンテナ取扱量(実入) 15,000TEU)
- ・ クルーズ見本市等への参加等により寄港数増を実現(目標値：平成 31 年寄港決定数 25 回)

IV 主要事項一覧

<平成30年度当初予算（平成29年度2月補正含む）>

- ◆商店街創生センター総合支援事業費【一部新規】118,300千円
- ◆中小企業金融支援費【継続】62,000,000千円
- ◆中小企業総合応援事業費（中小企業知恵の経営ステップアップ事業費）【継続】120,000千円
- ◆京都地域カビジネス支援事業費【一部新規】80,000千円
- ◆「企業の森・産学の森」事業費【継続】601,500千円
- ◆エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【一部新規】555,900千円
- ◆京都クロスメディアパーク整備事業費（一部明治150年京都創生事業）【継続】74,000千円
- ◆北部産業活性化推進事業費【一部新規】107,228千円
- ◆京都エコ・エネルギー産業創出・普及事業費【継続】160,757千円
- ◆京都デジタルアミューズメントアワード事業費（明治150年京都創生事業）【新規】4,000千円
- ◆伝統産業統合支援事業費【継続】100,000千円
- ◆匠の公共事業費【継続】52,860千円
- ◆次世代職人育成事業費【一部新規】176,200千円
- ◆伝統産業未来への継承事業費（明治150年京都創生事業）【新規】5,000千円
- ◆京都産業立地促進事業費【継続】1,935,600千円
- ◆京都舞鶴港日本海側拠点機能推進事業費【継続】296,749千円
- ◆「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】69,653千円
- ◆けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】136,287千円
- ◆京都企業生産性向上拠点整備事業費【新規】2,004,000千円

- ◆障害者雇用サポート強化事業費【一部新規】285,206千円
- ◆新卒人材確保事業費【一部新規】325,043千円
- ◆人材確保・活躍強化事業費【一部新規】321,663千円
- ◆人手不足分野特別対策事業費【一部新規】131,117千円
- ◆働き方安心社会実現事業費【一部新規】50,600千円
- ◆未来を担う中小企業人財確保事業費【一部新規】181,810千円
- ◆京都ジョブパーク推進費【継続】279,023千円
- ◆就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】108,750千円
- ◆若者就職・定着特別支援事業費【一部新規】59,000千円
- ◆地域産業雇用創出プロジェクト事業費【継続】1,089,495千円

- ◆宿泊施設立地促進事業費【継続】50,000千円
- ◆「TANTANロングライド」開催支援事業費【継続】1,900千円
- ◆無形文化遺産「和食」発信事業費（一部明治150年京都創生事業）【継続】23,000千円
- ◆鴨川納涼事業費【継続】14,800千円
- ◆京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】167,500千円
- ◆「もうひとつの京都」観光PR事業費【継続】9,838千円
- ◆優良宿泊事業推進費【新規】3,000千円
- ◆インバウンド対策強化事業費【継続】81,097千円

＜平成30年度6月補正予算＞

- ◆京都経済センター（仮称）整備事業費【継続】2,483,000千円
- ◆京都産業人材育成ネットワーク構築事業費【新規】33,000千円
- ◆小規模製造業設備投資等支援事業費【新規】100,000千円
- ◆中小企業シェアリング拡大事業費【新規】10,000千円
- ◆次世代地域産業推進事業費【新規】50,000千円
- ◆丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業費【新規】127,000千円
- ◆中小企業事業継続・承継支援強化事業費【新規】5,000千円
- ◆京都ワールドアートアンドクラフト展開事業費【新規】14,000千円
- ◆和装産地発展支援事業費【新規】2,000千円
- ◆「京もの」海外常設店設置事業費【新規】10,000千円
- ◆南田辺西地区環境事前調査事業費【継続】3,000千円（債務負担行為9,000千円）

- ◆新卒離職者再チャレンジ事業費【新規】10,000千円
- ◆多様な働き方実現・人材確保推進事業費【新規】6,000千円

- ◆「もうひとつの京都」セカンドステージ総合推進事業費【新規】107,100千円
 - ・観光戦略総合推進本部戦略検討推進費【新規】1,000千円
 - ・宇治茶新展開事業費【一部新規】5,000千円
 - ・「もうひとつの京都」ステップアップ推進事業費【新規】20,000千円
 - ・農と里を支える担い手育成事業費【新規】9,000千円
 - ・山陰海岸世界ジオパーク誘客促進事業費【新規】32,400千円
 - ・京都式ガストロノミーツーリズム推進事業費【新規】23,700千円
 - ・京都舞鶴港クルーズ誘致強化事業費【新規】2,000千円
 - ・サイクルツーリズム推進事業費【新規】2,000千円
 - ・次世代観光ガイドシステム構築事業費【新規】18,000千円
- ◆京の七夕事業費【継続】35,000千円
- ◆京都・花灯路推進事業費【継続】16,000千円

- ◆中小企業等復興支援事業費【新規】35,000千円
- ◆府民利用施設等災害復旧事業費【新規】106,000千円

V 参考
1 商工労働観光部の所管条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則 (第1条～第3条)
<p>■ 目的 (第1条) 中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。</p> <p>■ 中小企業の振興のための基本方針 (第2条) 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施</p> <ul style="list-style-type: none">① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策② 中小企業の成長発展の促進に関する施策③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策 <p>■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援 (第3条) 関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援</p>
第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継 (第4条～第6条)
<ul style="list-style-type: none">○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援 (第4条)○ 商工会等と連携した経営相談等の実施 (第5条)○ 中小企業が取り扱う業務情報の安全管理等に対する支援 (第5条の2)○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付 (第6条)
第3章 中小企業の成長発展の促進
第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援 (第7条～第12条)
<ul style="list-style-type: none">○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><ul style="list-style-type: none">◇ 対象者 : 中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合◇ 研究開発等事業 : 新たな技術の研究開発等に関する事業 (具体的内容は規則で規定)◇ 計画に掲げる事項 : 事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等◇ 認定の基準 : 新規性、実現性等を考慮し規則で規定</div> <ul style="list-style-type: none">○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税 (10分の9軽減)○ 不均一課税適用にあたっての取扱い (軽減額の上限、他条例との重複禁止等)○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施 第2節 創業等の促進のための事業環境の整備 (第13条) <ul style="list-style-type: none">○ 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援等の実施
第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進 (第14条・第15条)
<ul style="list-style-type: none">○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施○ 知恵の経営の支援
第5章 中小企業を支える人材の育成等 (第16条・第17条)
<ul style="list-style-type: none">○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施○ 表彰
第6章 雑則 (第18条～第19条)
<ul style="list-style-type: none">○ 財政上の措置○ 規則委任
附 則
<ul style="list-style-type: none">○ 平成19年4月1日施行○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、平成34年3月31日限りで失効○ 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例をする。

第1章 総則（第1条～第5条）

■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進する。

- (1) ひとづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

■ 責務等

【府】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

【府民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

第4章 雑則（第19条）

規則委任

附 則

平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

第1章 総則（第1条・第2条）

■ 目的

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業の集積を促進

■ 基本方針

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業の立地促進、安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進（第3条～第9条）

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業に対する不動産取得税の不均一課税（1/2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1/2軽減）

第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進（第10条～第11条）

- 特定産業集積促進計画の策定
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

第4章 雑則（第12条）

- 規則委任

附 則

- 平成14年4月1日施行
- 平成34年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則（第1条～第6条）

■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ 責務

府 = 施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働

若者 = その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主 = 臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

○ 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施

○ 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施

○ 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、
基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

○ 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

○ 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

○ 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

○ 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

○ 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応

○ 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

○ 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施

○ 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

○ 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則（第21条～第23条）

○ 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。

○ 財政上の措置

○ 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要 (健康福祉部と共管)

■ 目的(第1条)

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義(第2条)

■ 届出住宅の届出番号等の公表(第3条)

■ 衛生措置の基準(第4条)

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等(第5条)

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限(第6条)

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等(幼保～高)周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務(第7条)

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例(第8条)

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策(第9条)

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言(第10条)

■ 適用除外(第11条)

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任(第12条)

附 則

平成30年6月15日施行。(一部、平成30年3月15日施行。)

2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン

名 称	主 な 内 容
京都府就業支援・人材確保計画	雇用情勢の変化を踏まえ、中小企業等における人材確保・定着や若者の正規雇用の確保に向けオール京都での人手不足対策を強化し、京都ジョブパークのあり方や国との新たな連携方策、長時間労働の是正等による就労環境の改善、人材育成、多様な働き手の支援等の施策を推進
京都府障害者雇用促進・定着支援計画 ～はあとふるプラン～	平成30年度の法定雇用率の見直しや精神障害者の雇用率算入を控え、各企業に応じたオーダーメイドの支援など「京都障害者雇用企業サポートセンター」の機能強化による障害者雇用実現の早期化、はあとふる認証企業のメリット拡大など認証制度の活用・充実、農福連携による地域産業の担い手育成等の施策を検討
戦略的な企業立地促進プラン	近年の経済情勢や地方創生の動向等を踏まえ、京都の強みを活かせる産業の誘致・集積を促進させ、更なる地域経済の活性化と雇用の安定・創出を図るため、立地環境や企業ニーズの変化に応じた立地支援策の見直しを行うとともに、新たな用地確保方策、人材確保支援策等を推進

3 統計資料

(1) 京都府の民営事業所

		事業所		従業者数	
			構成比	(人)	構成比
平成16年6月1日		130,267		1,044,411	
平成18年10月1日		125,320		1,077,816	
平成21年7月1日		128,678		1,180,615	
平成24年2月1日		117,884		1,118,404	
平成26年7月1日		119,145	100.0%	1,153,495	100.0%
地域別	京都市	74,419	62.5%	746,742	64.7%
	乙訓地域	4,913	4.1%	49,883	4.3%
	南部地域	17,703	14.9%	188,864	16.4%
	中部地域	5,295	4.4%	45,271	3.9%
	中丹地域	9,406	7.9%	82,415	7.1%
	丹後地域	7,409	6.2%	40,320	3.5%
従業員規模別	1～4人	72,628	61.0%	155,243	13.5%
	5～19人	35,025	29.4%	316,366	27.4%
	20～99人	9,870	8.3%	364,232	31.6%
	100人～	1,202	1.0%	317,654	27.5%
	下請・派遣のみ	420	0.4%	—	—

(総務省「事業所・企業統計調査」〈平成18年まで〉、総務省「経済センサス-基礎調査」〈平成21年から〉)
注 「事業所・企業統計調査」と「経済センサス-基礎調査」とでは、調査手法が一部異なるため、平成18年調査と平成21年調査との差数は増加・減少を示すものではない。

(2) 京都府の工業（従業者4人以上の事業所）

		事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
			構成比	(人)	構成比	(億円)	構成比	(億円)	構成比
平成24年		4,745		134,016		46,462		16,998	
平成25年		4,500		135,064		45,605		17,131	
平成26年		4,401		136,210		48,152		18,837	
平成27年		4,906	100.0%	138,588	100.0%	53,221	100.0%	20,567	100.0%
地域別	京都市	2,623	53.5%	62,853	45.4%	25,135	47.2%	9,441	45.9%
	乙訓地域	164	3.3%	9,541	6.9%	5,410	10.2%	1,360	6.6%
	山城地域	1,138	23.2%	35,410	25.6%	12,519	23.5%	5,534	26.9%
	南丹地域	298	6.1%	8,839	6.4%	3,513	6.6%	1,325	6.4%
	中丹地域	373	7.6%	16,143	11.6%	5,729	10.8%	2,544	12.4%
	丹後地域	310	6.3%	5,802	4.2%	915	1.7%	362	1.8%
従業員規模別	4～9人	2,502	51.0%	14,572	10.5%	1,717	3.2%	814	4.0%
	10～19人	1,071	21.8%	14,616	10.5%	2,603	4.9%	1,154	5.6%
	20～29人	471	9.6%	11,449	8.3%	2,697	5.1%	1,236	6.0%
	30～299人	810	16.5%	63,379	45.7%	22,957	43.1%	9,298	45.2%
	300人～	52	1.1%	34,572	24.9%	23,247	43.7%	8,065	39.2%

(経済産業省「工業統計調査」及び「経済センサス-活動調査」)

注 「山城地域」は乙訓地域を除いた数値とする。

注 事業所数及び従業者数について、平成27年は平成28年6月1日現在、その他の年次は同じ年の12月31日現在の数値とする。

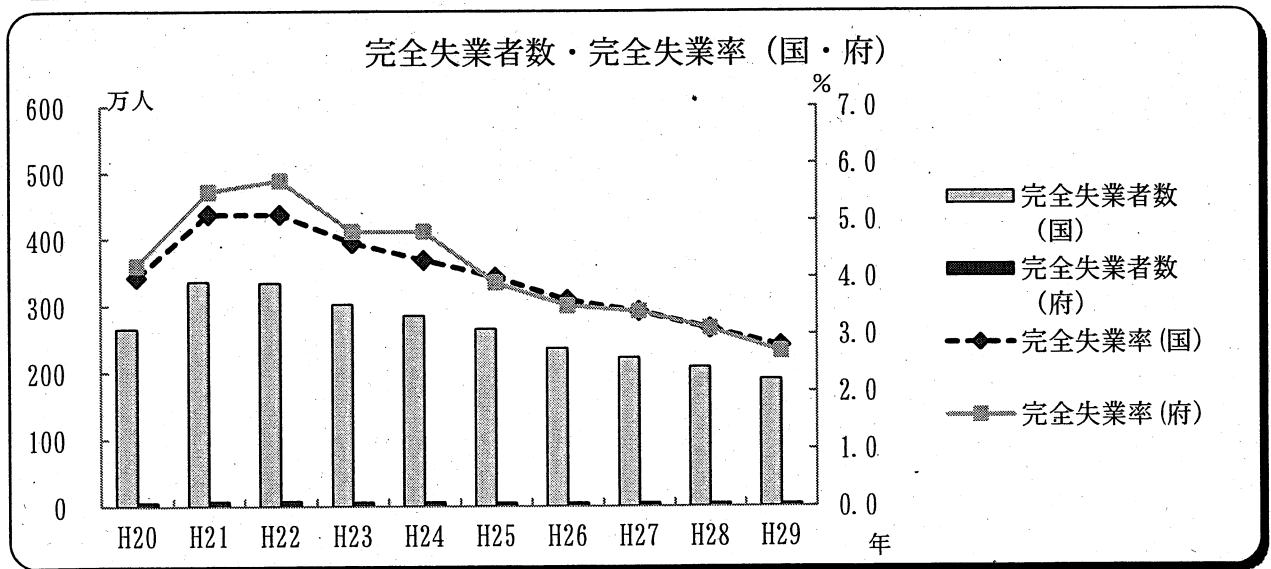
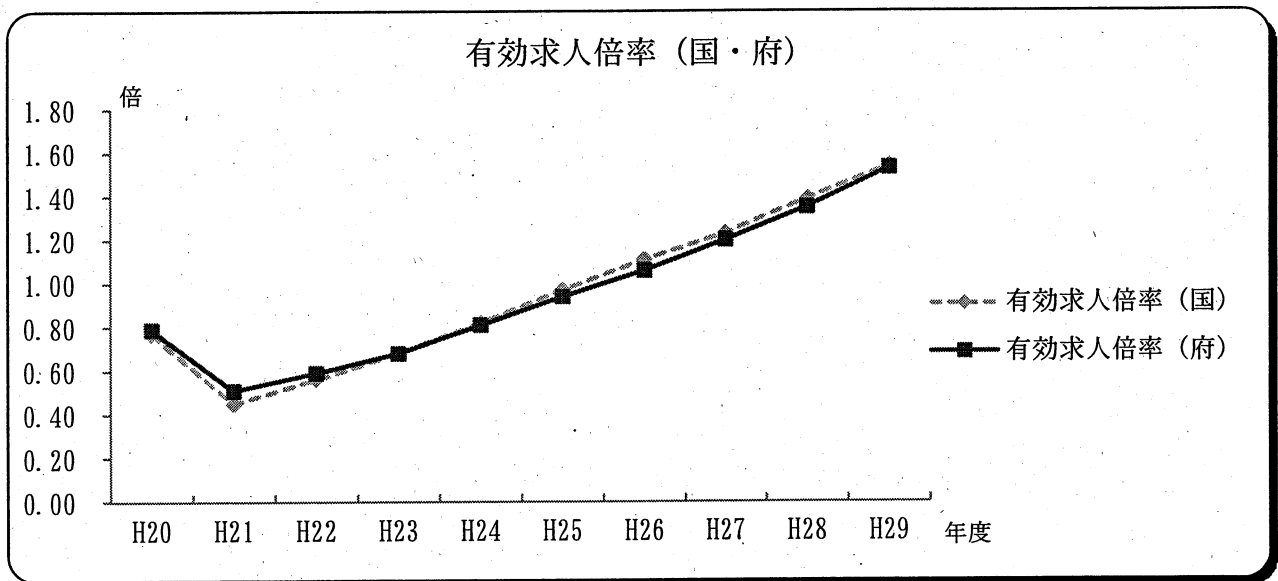
(3) 有効求人倍率、完全失業率及び完全失業者数(全国・京都府)

		年(年度) 平均									
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
完全失業率 (%)	全 国	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8
	京都府	4.2	5.5	5.7	4.8	4.8	3.9	3.5	3.4	3.1	2.7
完全失業者数 (万人)	全 国	265	336	334	302	285	265	236	222	208	190
	京都府	5.6	7.3	7.5	6.3	6.3	5.2	4.7	4.5	4.2	3.7
有効求人倍率 (倍)	全 国	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54
	京都府	0.79	0.51	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.20	1.35	1.53

(完全失業率・完全失業者数：総務省統計局「労働力調査」、有効求人倍率：京都労働局)

※ 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度平均

※ 京都府の完全失業率、完全失業者数はモデル推計値。それ以外は原数値



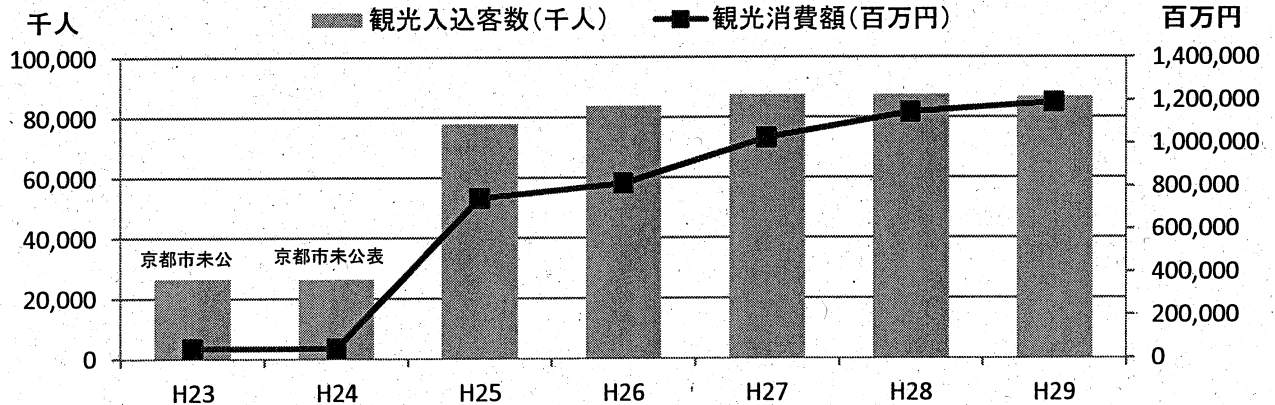
(4) 観光入込客数及び消費額

各項目上段：入込客数（千人）、下段：消費額（百万円）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
丹後・中丹地域	8,268	8,302	8,722	9,094	9,996	10,054	10,109
	21,653	21,233	21,470	22,422	24,259	24,878	25,036
南丹地域	5,589	5,684	5,999	5,994	7,173	8,309	8,199
	9,730	9,791	10,101	11,010	11,833	13,561	13,492
乙訓・山城地域	12,467	12,222	11,531	13,024	13,469	13,827	14,936
	14,102	14,236	14,069	17,851	19,833	20,071	23,108
京都市以外	26,324	26,208	26,252	28,112	30,638	32,189	33,244
	45,485	45,260	45,640	51,283	55,926	58,510	61,636
京都市地域	京都市未公表	京都市未公表	51,618	55,636	56,840	55,222	53,623
	京都市未公表	京都市未公表	700,215	762,573	970,438	1,086,159	1,126,787
京都府全体	26,324 (※)	26,208 (※)	77,870	83,748	87,478	87,411	86,867
	45,485 (※)	45,260 (※)	745,855	813,856	1,026,364	1,144,669	1,188,423

※京都市域を除いた数値

(京都府観光政策課)

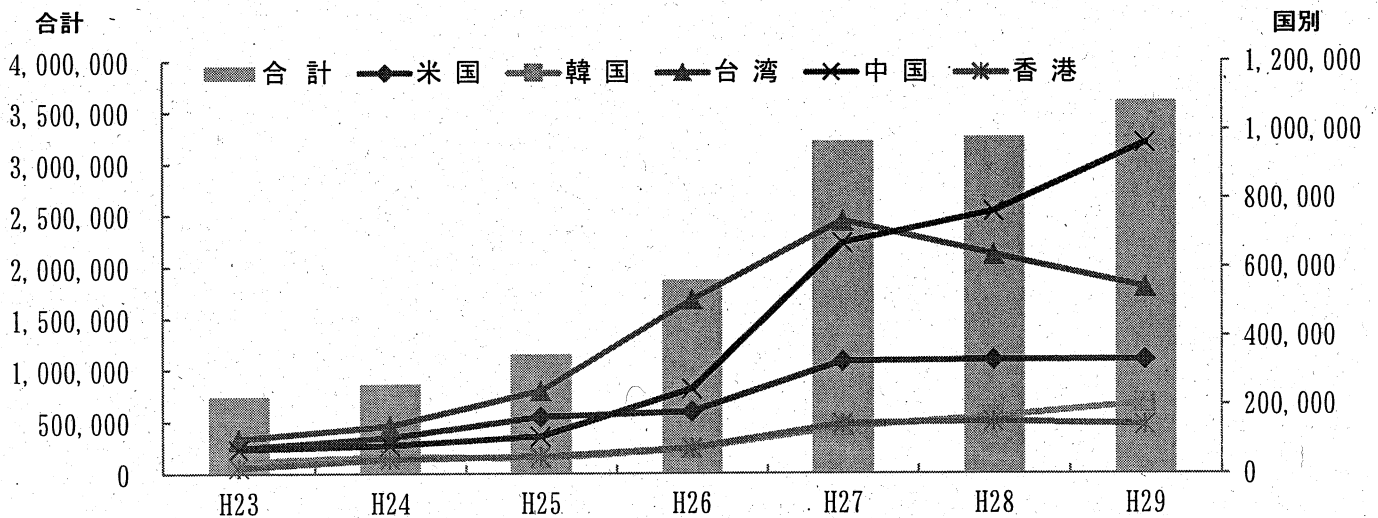


(5) 外国人宿泊客数

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
米 国	74,786	103,952	164,900	179,771	326,047	329,596	331,696
韓 国	35,164	49,140	43,272	72,267	134,225	165,746	203,793
台 湾	99,965	137,676	240,301	504,094	732,798	634,602	541,189
中 国	70,388	81,088	108,222	246,010	669,168	762,498	960,973
香 港	17,936	42,130	49,173	74,414	143,530	152,544	143,211
そ の 他	446,505	448,174	542,804	789,689	1,210,422	1,211,625	1,431,198
合 計	744,744	862,160	1,148,672	1,866,245	3,216,190	3,256,611	3,612,060

(京都府観光政策課)

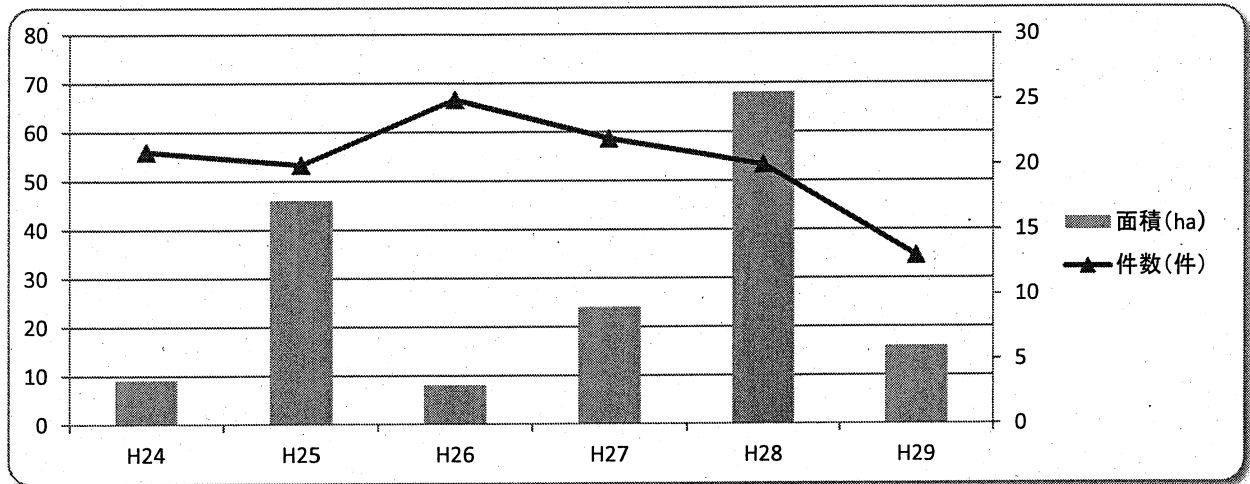


(6) 京都府の工場立地件数及び面積

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数 (件)	21	20	25	22	20	13
面積 (ha)	9	46	8	24	68	16

(経済産業省「工場立地動向調査」)

※ 研究所、電気業（水力・風力・地熱発電所）を除く。



平成 30 年度商工労働観光行政施策の概要（6 月補正予算後版）平成 30 年 9 月作成

編集 京都府商工労働観光部産業労働総務課企画・地域戦略担当

TEL 075-451-8111(代)

FAX 075-414-4842

e-mail sanroso@pref.kyoto.lg.jp

